

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等

〔健全化判断比率〕

市町村名	実質赤字 比率	〔早期健全化 基準〕	連結実質 赤字比率	〔早期健全化 基準〕	実質公債費 比率	将来負担 比率
大 阪 市	-	(11.25)	-	(16.25)	11.8	263.8
堺 市	-	(11.25)	-	(16.25)	7.1	70.7
岸 和 田 市	-	(11.44)	-	(16.44)	13.7	203.6
豊 中 市	-	(11.25)	-	(16.25)	11.0	130.0
池 田 市	-	(12.51)	-	(17.51)	8.1	140.9
吹 田 市	-	(11.25)	-	(16.25)	1.4	-
泉 大 津 市	-	(12.73)	18.58	(17.73)	16.6	265.2
高 槻 市	-	(11.25)	-	(16.25)	2.3	-
貝 塚 市	-	(12.68)	-	(17.68)	12.0	149.6
守 口 市	13.57	(11.84)	23.18	(16.84)	6.6	159.6
枚 方 市	-	(11.25)	-	(16.25)	3.3	46.1
茨 木 市	-	(11.27)	-	(16.27)	1.3	23.4
八 尾 市	-	(11.25)	-	(16.25)	7.4	83.1
泉 佐 野 市	-	(12.44)	39.31	(17.44)	16.9	405.7
富 田 林 市	-	(12.34)	-	(17.34)	3.0	7.7
寝 屋 川 市	-	(11.41)	3.99	(16.41)	4.5	74.2
河 内 長 野 市	-	(12.43)	-	(17.43)	7.5	55.4
松 原 市	-	(12.20)	4.95	(17.20)	7.6	129.3
大 東 市	-	(12.31)	-	(17.31)	5.1	63.0
和 泉 市	-	(11.75)	-	(16.75)	6.9	67.9
箕 面 市	-	(12.14)	-	(17.14)	8.1	-
柏 原 市	-	(12.81)	16.92	(17.81)	7.0	111.6
羽 曳 野 市	-	(12.27)	-	(17.27)	8.2	184.7
門 真 市	-	(12.00)	16.63	(17.00)	8.6	128.4
摂 津 市	-	(12.29)	-	(17.29)	13.9	23.5
高 石 市	-	(12.98)	-	(17.98)	14.6	321.3
藤 井 寺 市	4.46	(13.01)	-	(18.01)	7.1	102.4
東 大 阪 市	-	(11.25)	-	(16.25)	8.0	113.9
泉 南 市	-	(13.03)	-	(18.03)	11.5	193.8
四 條 畷 市	3.43	(13.23)	-	(18.23)	10.4	180.7
交 野 市	-	(12.90)	-	(17.90)	14.7	333.6
大 阪 狭 山 市	-	(13.18)	-	(18.18)	11.9	77.8
阪 南 市	-	(13.33)	14.21	(18.33)	10.7	103.3
島 本 町	-	(14.53)	-	(19.53)	12.7	62.9
豊 能 町	-	(15.00)	-	(20.00)	5.6	96.7
能 勢 町	-	(15.00)	-	(20.00)	8.3	67.2
忠 岡 町	-	(15.00)	3.36	(20.00)	8.5	248.1
熊 取 町	-	(13.91)	-	(18.91)	10.7	89.3
田 尻 町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.6	129.1
岬 町	-	(15.00)	-	(20.00)	17.3	223.7
太 子 町	-	(15.00)	-	(20.00)	18.9	139.5
河 南 町	-	(15.00)	-	(20.00)	15.4	73.0
千 早 赤 阪 村	-	(15.00)	-	(20.00)	16.8	160.9
※ 都 市 計	-		-		7.3	91.7
町 村 計	-		-		12.3	121.8
※ 市 町 村 計	-		-		7.5	92.9
府 計	-		-		9.1	155.6

※政令市を除く

- ・実質赤字比率(早期健全化基準)11.25%~15% (財政再生基準)20%
- ・連結実質赤字比率(早期健全化基準)16.25%~20% (財政再生基準)H20、21決算40% H22決算35% H23決算以降30%
- ・実質公債費比率(早期健全化基準)25% (財政再生基準)35%
- ・将来負担比率(早期健全化基準)350% 政令市は400%
- ・実質公債費比率及び将来負担比率における計は、加重平均である。
- ・実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は「-」と表示しています。
- ・網掛けは、健全化判断比率が早期健全化基準以上となっている市町村及び比率である。

〔資金不足比率〕

(単位：%)

特別会計(事業)名	上水道
大阪市	-
堺市	-
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	-
吹田市	-
泉大津市	-
高槻市	-
貝塚市	-
守口市	-
枚方市	-
茨木市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松原市	-
大東市	-
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
羽曳野市	-
門真市	-
摂津市	-
高石市	-
藤井寺市	-
東大阪市	-
泉南市	-
四條畷市	-
交野市	-
大阪狭山市	-
阪南市	-
島本町	-
豊能町	-
能勢町	-
忠岡町	-
熊取町	-
田尻町	-
岬町	-
太子町	-
河内町	-
千早赤阪村	-
泉北水道企業団	-

特別会計(事業)名	工業用水道
大阪市	-

特別会計(事業)名	簡易水道
河内町	-

特別会計(事業)名	下水道
大阪市	-
堺市	-
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	-
吹田市	-
泉大津市	-
高槻市	-
貝塚市	-
守口市	-
枚方市	-
茨木市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松原市	5.5
大東市	-
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
羽曳野市	-
門真市	-
摂津市	-
高石市	-
藤井寺市	-
東大阪市	-
泉南市	-
四條畷市	-
交野市	-
大阪狭山市	-
阪南市	-
島本町	-
豊能町	-
能勢町	-
忠岡町	0.8
熊取町	-
田尻町	-
岬町	-
太子町	-
河内町	-
千早赤阪村	-
泉北環境整備施設組合	-

特別会計(事業)名	病院
大阪市	39.1
堺市	14.5
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	3.2
吹田市	-
泉大津市	34.1
貝塚市	-
枚方市	-
八尾市	-
泉佐野市	29.5
松原市	35.2
和泉市	43.6
箕面市	-
柏原市	89.1
藤井寺市	-
東大阪市	-
阪南市	89.9

特別会計(事業)名	宅地造成
大阪市	-
泉大津市	-
枚方市	-
泉佐野市	912.6
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
岬町	100.0

特別会計(事業)名	交通
大阪市	29.8
高槻市	-

特別会計(事業)名	市場
大阪市	194.0
	-

特別会計(事業)名	と畜場
貝塚市	-
羽曳野市	-

特別会計(事業)名	電気
堺市	-
泉北環境整備施設組合	-

特別会計(事業)名	観光
千早赤阪村	8.4

※【下水道事業】豊能町(上段)公共下水道事業(下段)個別排水処理事業、能勢町(上段)公共下水道事業(下段)農業集落排水事業、岬町(上段)公共下水道事業(下段)漁業集落排水事業
 ※【宅地造成事業】大阪市(上段)港営事業(下段)市街地再開発事業、箕面市(上段)萱野中央土地区画事業(下段)小野原土地区画事業
 ※【交通事業】大阪市(上段)自動車運送事業(下段)高速鉄道事業
 ※【市場事業】大阪市(上段)中央卸売市場事業(下段)食肉市場事業
 ・資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。
 ・経営健全化基準:20%
 ・網掛けは、資金不足比率が経営健全化基準以上となっている市町村及び比率である。